

# 医療法人社団 愛和会 南千住病院 院内感染制御指針

## 【基本理念】

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。

この指針は、医療関連感染の予防、再発防止対策および集団感染事例の適切な対応など、愛和会南千住病院（以下、当院という）における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 【用語の定義】

### 1) 医療関連感染

医療環境下で感染したすべての感染症を「医療関連感染」といい、病院内という環境下や医療行為に関連して感染した感染症は、病院外で発症しても「医療関連感染」という。逆に病院内で発症しても病院外（市中）や医療行為に関係ない状況下で感染した感染症は医療関連感染ではなく、「市中感染」と呼ぶ。

### 2) 医療関連感染の対象者

医療関連感染の対象者は入院患者、外来患者の区別を問わず、見舞い人、訪問者、医師、看護師、医療従事者、その他職員、さらには委託企業の職員などを含む

## 【本指針について】

### 1) 策定と変更

本指針は医療法人社団愛和会南千住病院感染対策委員会の議を経て策定したものである。また感染対策委員会の議を経て適宜変更するものであり、変更・改訂に関しては最新の科学的根拠に基づかなければならない。

### 2) 職員への周知と遵守率向上

- ①院内感染対策委員会は、現場職員が自主的に各対策を実践するよう自覚をもってケアにあたるよう誘導し、現場職員を教育啓発し、自ら進んで実践していくよう動機づけを行う。
- ②就職時初期教育、定期教育、必要に応じた臨時教育を通して、全職員の感染対策に関する知識を高め、重要性を自覚するよう導く。

## 【院内感染制御対策に関する基本的考え方】

当院の感染対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者（透析患者含む）とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者、職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点にたち、すべての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。それに加え、微生物の主要な感染経路を「接触」、「飛沫」、「空気」に分類し、それぞれの感染経路を遮断するための「感染経路別予防策」を実施する。個別および病院内外の感染症情報

を広く共有して医療関連感染の危険性および発生に迅速に対応することを目指す。また医療関連感染が発生した事例については速やかに評価し、事例が発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に着目し、その原因を究明し、これを改善してゆく。

#### 【医療関連感染対策に関する運営体制】

##### 1) 院内感染対策委員会

- ① 院内における感染防止策に関する病院長直属の機関、および感染対策の周知、実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する「感染対策委員会」を設置する。
- ② 前項に規定する委員会の組織、運営などについては「医療法人社団愛和会南千住病院院内感染防止委員会設置要綱」に別途定める。

#### 【医療関連感染発生時の対応に関する基本方針】

職員は、医療関連感染発生が疑われる事象を認識した場合には病院長、感染対策委員会委員長、総看護師長にすみやかに連絡する。感染対策委員会委員長並びに総看護師長は詳細の把握につとめる。必要な場合には他施設や公的機関へ助言を求め、対策に直接介入する。

#### 【医療関連感染発生状況の把握・報告に関する基本方針】

- 1) 日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、対象限定サーベイランスを実施し、その結果を感染対策に活用する。
- 2) 「カテーテル血流感染」、「人工呼吸器関連肺炎」、「尿路感染」など限定サーベイランスを実施し、当該職員間にて随時カンファレンスを行い感染症の初期段階を把握する。
- 3) 当院では ICT（感染制御チームなど）を設置することが困難な状況にあることから、病院長回診時（主治医回診時含める）、および医療安全管理委員会（感染対策委員会委員長も同委員）による院内ラウンド時において、院内感染対策における院内ラウンドを兼ねても構わないこととする。
- 4) 前項において感染対策上の問題点を認めた場合はすみやかに院内感染対策委員会を招集し討議する。委員全員の招集が困難な場合は病院長、総看護師長、院内感染対策委員会委員長の 3 名において討議する場（当該患者主治医及び所属看護師長も含む場合もある）を設け、すみやかに当該部門へ指示し、当該部門長をはじめとする各部門職員とともに感染制御に向けた活動を行う。

#### 【医療関連感染対策に関する職員研修に関する基本方針】

医療関連感染対策の基本的考え方、および具体的対策について病院全職員に周知徹底を図ることを目的として実施する。

- 1) 効果的で効率的な感染対策を推進するために、病院の全職員の感染対策に対する関心を高め、感染対策に基づいた医療行為を行うための正しい知識と技術を習得することを目的に実施する。
- 2) 院内研究院委員会（院内感染対策委員会委員長も同委員）において計画、立案された予定に則り院内感染対策委員会が運営実務を行い、年 2 回以上、全職員を対象に開催する。
- 3) 業務の都合上、やむを得ず出席できなかった職員に対しては後日、伝達研修を行う。
- 4) 研修は実施内容（開催日時、出席者、研修項目など）を記録、保存する。

## 【職業感染防止策】

- 1) 入職時健康診断において「C型肝炎ウイルス」、「B型肝炎ウイルス」の有無の確認、ならびに「麻疹」、「風疹」、「水痘」、「ムンプス」の各ウイルス抗体価及び「IGRA」の確認を行う。
- 2) 予防接種が可能な感染性疾患に対しては、接種率を高めることが最大の制御策である。ワクチン接種によって感染が予防できる疾患については、適切にワクチン接種を推奨してゆく。
- 3) 医療従事者、患者ともに接種率を高める工夫をする。
- 4) 針刺し、切創、粘膜、皮膚汚染防止のために、リキャップの禁止、感染性廃棄ボックスの適切な配置、安全装置付き機材の導入、個人防護服の装着などの対策を実施する。

## 【感染対策マニュアルに関する基本的方針】

- 1) CDCガイドラインや科学的根拠の強い臨床研究に基づいた、実践可能な感染対策マニュアルを作成し、随時改訂を行う。
- 2) 標準予防策、感染経路別予防策、病原体別対策、各種処置における感染防止策、医療廃棄物の取り扱い、職業感染対策、抗菌薬使用指針、消毒剤使用基準、洗浄・消毒・滅菌をはじめ、アウトブレイク時の対応や、医療関連感染発生時の報告・指示体制を明示し、緊急事態に速やかに対応できるようにする。
- 3) 必要な部門に配布するとともに、院内LANにても職員が閲覧できるようにする。

## 【医療関連感染の情報収集】

- 1) 下記の方法により国内外の医療関連感染に関する情報・文献等を収集する
  - ・厚生労働省通知
  - ・日本医師会（東京都医師会、荒川区医師会）通知
  - ・東京都（福祉保健局等）通知
  - ・日本環境感染学会（会員：院内感染対策委員会委員長）
  - ・株式会社マイクロスカイラボ（旧ミロクメディカル）懇談会（日本臨床微生物学会等）

（臨床微生物検査委託ラボ：臨床検査委託契約書第九条根拠）

## 【本指針の閲覧に関する基本方針】

本指針は、「院内感染対策マニュアル」、「院内LAN」から閲覧することが可能である。また医療法人社団愛和会南千住病院ホームページに掲載する。

1993/04/01 初版  
 1995/04/01 改訂第二版  
 2003/04/04 改訂第三版  
 2006/12/01 改訂第四版  
 2007/07/01 改訂第五版  
 2010/10/02 改訂第六版  
 2012/04/02 改訂第七版  
 2016/04/03 改訂第八版  
 2017/04/01 改訂第九版